

福 山 道 義

ひく やま みち よし

学位の種類 法 学 博 士

学位記番号 法 博 第 11 号

学位授与年月日 昭和47年 3月24日

学位授与の要件 学位規則第5条第1項該当

研究科専門課程 東北大学大学院法学研究科
(博士課程)公法学専攻

学位論文題目 危険概念と偽証罪

論文審査委員 (主査)
教授 莊 子 邦 雄 教授 斎 藤 秀 夫

論 文 内 容 の 要 旨

危険犯および偽証罪の問題は、わが国における研究の不毛の分野である。

本論文は、この分野に鋭いメスを入れ、刑法における危険概念と、その適用として、偽証罪の抽象的危険性につき論及する。以下に、その内容を要約する。

危険概念は、不確定且つあいまいな概念である。この概念を刑法の構成要件要素とすることには争いがある。主観説は、危険概念を法律のなかで用いることに反対する。客観説は、危険概念を客観的存在によって根拠づけ、法律のなかで用いるものとする。この対立は、ブーリーの条件説、クリースの相当因果関係説の対立に還元される。現在、危険犯はますます増加の傾向にある。この危険犯の問題を処理するにあたり、今日ほとんど顧りみられていない主観説的な考えに立ち帰る必要がある。また、危険犯は、現在、実害犯と並び法益との関連で論じられているが、法益と、結びつけて論ずることの意義を再思する必要がある。危険犯は具体的危険犯と抽象的危険犯とにわかれる。抽象的危険犯の領域は、刑法において排除すべきであるという立論がおこなわれている。

一般的・抽象的危険は類型的危険として把握されるため、危険でない場合も危険であるとする危険の擬制がおこなわれるおそれがあるというのである。

しかし、具体的危険犯だけで現実における犯罪現象を律することはできない。そこで、この不都合を救済するため、挙動犯あるいは規範への不服従という領域が設定され、かくて、抽象的危険犯という領域が形成されてきたのである。このような経緯から考察するときには、抽象的危険犯と具体的危険犯との区別は、量的な区別として観念しなければならない。その中間領域は、非本来的危険犯である。しかし、非本来的危険犯の領域が問題にされなくなるとともに抽象的危険犯と具体的危険犯とのあいだの区別は、立法者の判断か裁判官の判断かという判断者の立場の相違にもとづく区別に転化され、量的な区別から質的な区別へと移る。この区別の意味が究明されなければならない。上記の如き危険概念をふまえながら、偽証罪の抽象的危険性の問題を考察する。

偽証罪は、宣誓にもとづく虚偽の供述により、司法作用を誤り導くおそれを惹起することにより成立するのだから抽象的危険犯だと解されている。もっとも、偽証罪の性格に関しては、宗教に対する罪、偽造犯罪の一種、司法作用に対する罪といったように、法益概念の変遷が認められる。神に対して誓った証言はすべて真実であるべきだとする考え方と、裁判所の前での宣誓にもとづくすべての供述は真実であるべきだとする考え方とのあいだには、大きな開きはない。ところで、司法作用という保護法益は漠然としており内容が明らかでない。問題点の一つである

問題点の第2は、虚偽なる供述という主観的側面に強く作用される行為と司法作用という広い内容を持った法益との結びつきである。第3は、虚偽なる供述は訴訟手続にとって実質的でなければならないとする英米法の考え方につき、判例を中心として考察し、抽象的危険犯と解されている偽証罪の把握に疑問を投げかける。最後に、危険犯である偽証罪を介して、刑法における危険概念の持つ意味と役割を検討する。

論文審査結果の要旨

本論文は、わが国における研究の不毛の分野に鋭いメスをいれ、わが国およびドイツの学説の系譜をたどり、さらに、英米法における判例を引照しつつ、独自の見解を展開した優れた研究であると思料する。とくに、放火罪を原則として具体的危険犯と断じ、例外的に抽象的危険犯としての擬制がおこなわれると論じた点、さらに、偽証罪を具体的危険犯として位置付けて論述をすすめた点は、危険犯および偽証罪の性格を一段と深化した考察として高く評価されるべきであろう。

法学博士の学位を授与するに値する論文と認める。